

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明				
発生日時	不明（令和3年1月21日 07時20分ごろ～17時45分ごろの間）				
発生場所	不明（鹿児島県奄美市知名瀬港北北西方沖）				
事故の概要	プレジャーボートあかりは、無人の状態では漂流しているところを発見され、船長が行方不明となった。				
事故調査の経過	令和3年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート あかり、5トン未満（長さ4.43m） 295-18846鹿児島、個人所有 4.43m (Lr) × 1.94m × 0.86m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.10kW、昭和56年11月				
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 令和元年9月6日 免許証交付日 令和元年9月6日 (令和6年9月5日まで有効)				
死傷者等	行方不明 1人（船長）				
損傷	なし				
気象・海象	気象：天気 曇り おおよまきき 大山崎灯台の東北東方約8.2海里（M）に位置する名瀬測候所の観測値は、次のとおりであった。				
	日時	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
	21日 06:00	南南東	2.6	南東	5.5
	07:00	南	1.3	南南東	2.8
	08:00	南東	2.6	南東	7.5
	09:00	西南西	0.9	西	1.4
	10:00	南南東	1.8	南南東	4.2

11:00	南南東	2.2	南東	5.4
12:00	南東	1.6	南	3.7
13:00	南東	3.1	東	6.1
14:00	南南東	5.5	南南東	10.5

海象：海上 波向 西南西、波高 約1.7m、潮流 東流約0.5ノット、潮汐 05時46分ごろ低潮時 12時25分ごろ高潮時、水温 約21℃

鹿児島県奄美地方には、令和3年1月20日16時34分に波浪注意が発表され、30日10時10分に解除された。

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による名瀬港（本船発見場所の南東方約7.0M）の波浪観測値は、次のとおりであった。

日時	有義波*1		波向
	波高(m)	周期(s)	
21日 06:00	0.52	6.0	西南西
07:00	0.52	5.9	北北東
08:00	0.49	5.7	西南西
09:00	0.47	5.8	北北東
10:00	0.46	5.9	北東
11:00	0.42	5.9	西北西
12:00	0.42	5.6	西南西
13:00	0.43	5.7	西南西
14:00	0.45	5.8	東北東

事故の経過

船長は、令和3年1月21日06時40分ごろ外出する船長の家族に、今日は朝から1人で本船を操船して釣りをすると話していた。

船長は、1人で自宅を出て約500m離れた本船を係留している知名瀬港へ自動車で向かうところを、07時20分ごろ近所の知人に目撃された。

船長の家族は、10時00分ごろ帰宅し、船長の携帯電話に電話を掛けて電波の届かない状態であったことを確認した。

船長の家族は、船長の友人（以下「知人A」という。）に船長の携帯電話が電波の届かない状態であることを伝え、知人Aは、‘知名瀬港の北北西方沖2.2M付近の釣り場’（以下「本件釣り場」という。）で釣りをしていた知人に本船及び船長について確認したところ、本船及び船長は本件釣り場に来ていないとのことであった。

船長の家族は、11時00分ごろ、船長の別の友人（以下「知人B」という。）に船長の携帯電話が電波の届かない状態であることを

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最大波ともいう。

	<p>伝え、知人Bが本船及び船長を探したが、本件釣り場付近では見掛けないとの報告を受け、知人Bを通じて13時55分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、17時45分ごろ、海上保安庁の航空機及び巡視艇による捜索により、知名瀬港の北北西方沖8.1M付近で、無人の状態で漂流しているところを発見され、同港に陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の操縦スタンド 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の家族によれば、船長は、ふだんから1人で本船を操船して本件釣り場に行き、釣りを行っていた。</p> <p>本船は、船外機船で、船体中央部に設けられた操舵スタンド後方に立って操船するようになっており、両舷舷縁の甲板上からの高さは、約0.5mであった。</p> <p>本船は、発見された際、主機は停止しており、また、船体外板に損傷及び他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本船で釣りをを行う際、着脱可能な設置具2個を舷縁に取り付けて電動リール付き釣り竿^{えお}2本をそれぞれ固定することで釣りを行っていたが、本船の発見時、設置具1個及び電動リール付き釣り竿1本がなくなっており、また、本船の付近海域の捜索でも見つからなかった。(写真3参照)</p> <div data-bbox="751 1115 1225 1742" data-label="Image"> </div> <p>写真3 設置具及び電動リール付き釣り竿</p> <p>船長の家族によれば、船長は、プレジャーボートの操船及び釣りの経験が約1年半であり、持病はなく、本事故当日、健康状態は良好であった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本事故当日、長袖の作業服、長ズボンを着用しており、また、ふだん本船で釣りに行く際、カッパ上下及</p>

	<p>びウエストベルトタイプの膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は携帯電話を持っていたが、本船が発見された時、本船上に残されていなかった。</p> <p>本船は、落水した場合に甲板上に戻る設備としての縄ばしご等を備えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>船長は、07時20分ごろ自宅から本船に向かうところを目撃され、本船が知名瀬港を出港した後、17時45分ごろ知名瀬港の北北西方沖8.1M付近で、無人の状態に漂流しているところを発見されたことから、この間において落水して行方不明となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、設置具1個及び電動リール付き釣り竿1本がなくなっていたことから、釣りをしている際、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、携帯電話が本船上に残されていなかったことから、落水時、携帯電話を身に付けていたが、海中で携帯電話を操作することができなかった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、主機を停止して漂泊し、落水した場合に甲板上に戻る設備としての縄ばしご等を備えていなかったことから、船長が落水した際、本船に戻るができなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、知名瀬港を出港後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人で小型船舶に乗り組む船長は、落水した場合に備え、縄ばしご等を準備しておくこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上において、常時、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の船長は、緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくこと。 ・ 船長は、1人で小型船舶に乗り組む場合、位置情報などを発信するPLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 本船の操縦スタンド

